「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

景観チェックリスト　～建築物の建築等①～

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 配置・規模 | 建築物の高さの最高限度を地盤面から20ｍとする。 |  | 適・否 |
| 開放的なスカイラインを分断しない配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 景観形成重点地区区域図に示す視点場からの成田山新勝寺の眺めを阻害しない配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 太陽光発電設備を設置する場合は、参道から見える位置には設置しないよう努める。 |  | 適・否 |
| 形態・意匠 | 外壁または屋根の色彩は、色彩基準の一覧表（景観計画【別冊】Ｐ14）の範囲内とする。 |  | 適・否 |
| 外壁の基調色は、推奨色（景観計画【別冊】Ｐ15）を積極的に使用するものとする。 |  | 適・否 |
| 太陽光発電設備を屋根材又は外壁材として使用する場合は、その屋根材又は外壁材と調和するよう努める。 |  | 適・否 |
| 太陽光発電設備のパネルは、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩を採用し、周囲の景観との調和を図るよう努める。 |  | 適・否 |
| 太陽光発電設備を屋根または屋上に設置する場合は、建築物本体と一体的に見える意匠・形態となるよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 外構、付属施設 | 空調室外機、ダクト配管等の付属工作物については、参道に面した位置に配置しないものとする。やむを得ず、参道に面した位置に配置する場合は、建築物と調和した形態意匠とし、自然素材等を使用した囲いを設ける等、修景するものとする。 |  | 適・否 |

【成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区　基準１】

景観チェックリスト　～建築物の建築等②～

「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 配置・規模 | 太陽光発電設備を設置する場合は、参道から見える位置には設置しないよう努める。 |  | 適・否 |
| 形態・意匠 | 外壁または屋根の色彩は、色彩基準の一覧表（景観計画【別冊】Ｐ14）の範囲内とする。 |  | 適・否 |
| 外壁の基調色は、推奨色（景観計画【別冊】Ｐ15）に準じた色彩を積極的に使用するものとする。 |  | 適・否 |
| 外構、付属施設 | 空調室外機、ダクト配管等の付属工作物については、通りから目立たないよう、配置や遮へい措置等を工夫する。 |  | 適・否 |

【成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区　基準２】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区域 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 商業地景観ゾーン/駅周辺景観拠点 | 道路に面した１・２階の低層部分は、壁面の位置の後退等により、ゆとりのある空間を確保するとともに、大きな壁面が生じないよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 自然素材を活用したり、多くの人々が目にする出入口周辺では花壇やプランター、ベンチ等を配置するなど、おもてなしの表情づくりを工夫する。 |  | 適・否 |
| 歴史景観拠点 | 地域の特徴を創出する建築形態、素材及び色彩を積極的に取り入れるなど、伝統を感じさせる工夫をし、歴史・文化的資源との調和を図る。 |  | 適・否 |

【個別基準】

景観チェックリスト　～建築物の建築等③～

　「具体的な配慮または工夫の内容」の欄には、景観類型の景観形成方針を踏まえ、該当する項目について太枠内に内容を記入してください。

【共通基準】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 具体的な配慮または工夫の内容 | 適否 |
| 配置・規模 | 計画地周辺の樹林等の緑や建築物との連続性が感じられる配置・規模とする。 |  | 適・否 |
| 現況の地形や既存の樹林等を活かした配置とし、大規模な地形の改変を控える。 |  | 適・否 |
| 大規模な施設は、周辺景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。 |  | 適・否 |
| 長大な擁壁・法面を生じない造成や緑化等により、周辺になじむよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 形態・意匠 | 外壁面は、長大とならないよう壁面を分割・分節するなど工夫する。 |  | 適・否 |
| 屋外階段、建築物に付帯する設備類は、建築物本体との一体的な形態・意匠となるよう工夫する。 |  | 適・否 |
| 光沢のある素材や反射する素材などの著しく突出する素材の使用を控える。 |  | 適・否 |
| 外構、付属施設 | 敷地の道路際は、周辺となじむよう緑化を工夫する。 |  | 適・否 |
| 駐車場・ゴミ置き場等の付属施設は、景観の向上に資するよう、周辺と調和する配置や緑化、遮へい措置等を工夫する。 |  | 適・否 |
| 擁壁、塀、柵等を設置する場合は、工作物の基準（景観計画【別冊】Ｐ10・11）に準ずる。 | ※『景観チェックリスト　～工作物の建設等②擁壁、塀、柵等～』へ記載してください。 |  |